

第 1 1 号議案

足立区個人情報保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 2 月 2 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区個人情報保護条例の一部を改正する条例

足立区個人情報保護条例（平成 5 年足立区条例第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条 第 4 条）
- 第 2 章 削除（第 5 条 第 9 条）
- 第 3 章 個人情報の収集（第 1 0 条 第 1 3 条）
- 第 4 章 個人情報の管理（第 1 4 条 第 1 7 条）
- 第 5 章 個人情報の利用等（第 1 8 条 第 2 0 条）
- 第 6 章 電子計算組織による処理（第 2 1 条・第 2 2 条）
- 第 7 章 自己情報の開示請求及び訂正請求等（第 2 3 条 第 3 2 条）
- 第 8 章 事業者の責務等（第 3 3 条 第 3 5 条）
- 第 9 章 救済の手続（第 3 6 条 第 3 7 条の 2）
- 第 1 0 章 雑則（第 3 8 条 第 4 2 条）
- 第 1 1 章 罰則（第 4 3 条 第 4 8 条）

付則

第 3 7 条を次のように改める。

（審査請求）

第 3 7 条 この条例の規定により実施機関がした開示請求に対する可否の決定若しくは訂正請求等に対する可否の決定又は開示請求若しくは訂正請求等に係る不作為について不服があるものは、行政不服審査

法（平成 26 年法律第 68 号）の規定に基づく審査請求をすることができる。

2 前項の規定による審査請求については、行政不服審査法第 9 条第 1 項本文の規定は、適用しない。

第 37 条の次に次の 1 条を加える。

（審査会への諮問）

第 37 条の 2 実施機関は、前条第 1 項の規定に基づく審査請求があった場合には、その審査請求が明らかに不適法であるときを除き、遅滞なく足立区情報公開・個人情報保護等審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第 29 条第 2 項に規定する弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第 1 項の規定により諮問した場合、実施機関は、審査請求人に対して審査会に諮問した旨を通知しなければならない。実施機関が、同項の規定に基づく諮問に対する審査会の答申を受理した場合にも、同様とする。

4 実施機関は、諮問に対する審査会の答申を尊重して、当該審査請求についての裁決を行わなければならない。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 実施機関がした開示請求若しくは訂正請求等に係る決定又は不作為についての不服申立てであって、施行日前にされた決定又は施行日前にされた請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

(提案理由)

行政不服審査法の改正に伴い、自己情報の開示等の決定等に対する審査請求に係る手続を定めるほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。